

労働者側より

被解雇者三名ノ解雇手當トシテ十ヶ年勤続者ニハ約二百五十円ヲ支給セラレ度ク可成ハ失業者ヲ出スニトウ欲セサル旨ヲ速メシルニ
事業主ハ赤鷹人バキラ答へ再會ヲ為シテ會見ヲイレリ

Bニ日更ニ勞資會見矢島ノ復職問題解雇手當問題等ニ付キ折衝シ

四日午後六時同店ニテ組合側酒井外七名ハ太田店主等ニ會見折衝シタル結果左ノ通字收成ノ覚書ヲ交換シ解決セリ

解決条件

一 矢島佐吉ニ對シテノ仕込金ハ事業主ニテ支拂

ヒ且ツ今後ノ生活ヲ保証スルニト

一 事業主ハ退職者ニ名ニ對シテ金一封宛(内容金

白円)ヲ贈與スルニト

一 事業主ヨリ船夫組合ニ對シテ社會事業資金トシ

テ金壹封(金百円)ヲ寄附

一 本事業中労働者ハ罷免業等ノ行動ニ出スルコ

トナク事業主側又特異ノ行動ナシ

右及申(通)報候也

昭和十一年四月二十二日 秋田労働局 通